

事業区分
相談

平成27年度 事務事業評価シート

事務事業名		法律相談				所管	区民部 くらしの相談課		
事務事業の概要	事業の開始・終了年度		[事業開始]	昭和 2 5 年度	[終了予定]	- 年度			
	根拠法令等	法令(義務)	[法令等名]	弁護士法					
	事業対象	区内在住・在勤・在学者							
	事業目的	区民が日常生活において法的知識を有する問題について、弁護士による無料相談(助言・指導)を行い、区民の利便を図る。							
	事業内容	区民の日常生活において発生する法的な問題について、台東区法曹会所属の弁護士による無料法律相談を行う。 相談日： 毎週 月・水・金 (一日あたり10件を上限とする。)							
	委託の有無	全部委託	委託内容	台東区法曹会に所属する弁護士による法律相談					
	補助金の有無	なし							
事務事業の実績	種別	指標の名称	(単位)	目標値 (29年度)	24年度	25年度	26年度		
	活動指標	年間開設日数	日	142	142	141	144		
		成果指標	年間相談件数	件	1,380	1,316	1,332	1,356	
	1日平均相談件数		件	9.7	9.2	9.4	9.4		
	決算額	(単位：千円)			5,495	5,443	5,556		
	事務事業コスト	人にかかるコスト(人件費など)			7,175	7,295	8,729		
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			42	29	27		
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			5,453	5,414	5,530		
		総経費			12,670	12,738	14,286		
	財源項目	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			0	0	0		
その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			0	0	0				
一般財源(区負担額)			12,670	12,738	14,286				
前回評価から改善した事項	相談受付については、平成27年2月から相談日1週間前からの予約制とした。このことにより相談者が予定を立てやすくなった。								
評価の視点	評価	評価の理由							
	必要性	4	問い合わせも多く、再度利用する相談者も増えている。このため、年間相談件数は増加しており、ニーズは高水準を維持している。						
	効率性	3	相談受付を、平成27年2月から相談日1週間前からの予約制としたことで、相談日ごとの相談件数はほぼ定員に達している。						
	手段の適切性	3	相談件数はほぼ定員に達しているが、予約方法変更など常に事業執行に対し工夫を行っている。						
目的達成度	3	年間相談件数および1日平均相談件数が増加しており、相談者の課題解決に役立っている。							
[評価の理由](区民生活への影響を十分考慮すること)				評価結果	今後の方向性		拡大 改善 維持 縮小 廃止・終了		
区民ニーズの多様化に伴い、日常生活において生じた弁護士の助言が必要な問題に対し、相談機会を提供することで安心した生活が営めるよう工夫を図っている。相談日ごとの相談件数はほぼ定員に達しており、区民にとって身近に利用することができる事業である。					維持				